

香春町総合運動公園管理要綱

令和5年12月28日

教委要綱第12号

(目的)

第1条 香春町教育委員会（以下「委員会」という。）が管理する香春町総合運動公園（以下「運動公園」という。）の管理については、香春町総合運動公園の設置及び管理に関する条例（平成10年条例第4号，以下「条例」という。）及び香春町総合運動公園の設置及び管理に関する規則（平成10年教委規則第4号）に定めるもののほか，この要綱の定めるところによる。

(行為の禁止)

第2条 条例第6条第4号に規定するその他委員会において管理上支障があり，又は適当でないと認められる行為は，運動公園内における次に掲げる行為とする。ただし，委員会が特に認めた場合は，その限りではない。

- (1) スケートボード，ローラースケート及びキックボードの使用その他これに類すること。
- (2) 無人飛行機（ドローン等）を使用すること。
- (3) 運動公園を使用する者が犬その他畜類を同伴し，入場すること。ただし，身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項から第4項に規定する盲導犬，介助犬及び聴導犬は入場することができる。
- (4) 犬の訓練，散歩その他畜類を放すこと。
- (5) その他委員会において管理上支障があり，又は適当でないと認められる行為をすること。

附 則

この要綱は，公布の日から施行する。